

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/

執行機関名 島根県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金(同法第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第一の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金(同法第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金交付要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、教育の機会均等に寄与することを目的として、島根県内の私立高等学校等に在籍する生徒で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条第2項第2号に該当するものに対して、島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金(以下「学び直し等就学支援金」という。)を予算の範囲内において支給するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦ 独自利用事務の関連規範		島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金交付要綱 高等学校等就学支援金の支給に関する法律